

新まち第 132号
平成27年 6月15日

中央区自治協議会長 様

新潟市長 篠田 昭
(担当 都市政策部まちづくり推進課)

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の推薦について（依頼）

日ごろ、市政運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所と一緒に、信濃川やすらぎ堤の更なる賑わい創出を図るため、民間事業者等による利活用を見込んだ体制・組織づくりについて検討を進めており、このたび、公共空間である信濃川やすらぎ堤の利活用や管理運営に関するルールや民間事業者の評価・承認に係る諮問機関として、信濃川やすらぎ堤利用調整協議会の組織化を考えております。

つきましては、信濃川やすらぎ堤利用調整協議会の地域代表者委員として、下記により貴自治協議会から1名をご推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 協議会の名称 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会
- 2 委員の任期 委嘱の日から平成29年3月31日まで
- 3 職 務 利用及び管理運営に関するルール等の評価・承認
利用区域において有効活用しようとする事業者等の評価・承認
- 4 会議開催回数 年2回程度予定（1回2時間程度）
- 5 報 酬 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定める付
属機関の委員の報酬額に準じて支給します。
- 6 そ の 他 協議会の開催は平日の日中を予定していますので、出席が可能な方をご推薦ください。

7 添付資料

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会 設置要項（案）
信濃川やすらぎ堤利用調整協議会 委員候補（案）
信濃川やすらぎ堤利用調整協議会 開催スケジュール（案）

【お問い合わせ】

新潟市都市政策部まちづくり推進課

都市デザイン担当 中山 博志

TEL : 025-226-2716 FAX : 025-229-5190

E-mail machisui@city.niigata.lg.jp

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会 設置要項（案）

（名称）

第1条 本会は「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、信濃川やすらぎ堤周辺の「都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域」（以下「利用区域」という。）の適正かつ公平な利用を確保し、市民の憩いの場、にぎわいの場を創出することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 利用区域の利用及び管理運営に関するルール等を評価・承認すること
- (2) 利用区域において、新潟市と使用契約を締結する事業者等を評価・承認すること

（構成）

第4条 協議会の構成委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 学識経験者等 3名以内
- (2) 地域代表 新潟商工会議所1名，新潟市中央区自治協議会1名
- (3) 行政関係 新潟市技監，新潟市中央区長，信濃川下流河川事務所長

（委員の任期）

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会には、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の氏名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。また、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要に応じて関係者の意見を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員が出席できないときは、行政関係に限り代理者が出席することができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて当該非公開と決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開が含まれる事項について検討、審議等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生じると認める場合

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省信濃川下流河川事務所及び新潟市都市政策部まちづくり推進課に置く。ただし、当該事務局の事務のうち庶務は、新潟市都市政策部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、平成27年〇月〇日から施行する。

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会 委員【候補者（案）】

※敬称略

【学識経験者等】

- ・法政大学デザイン工学部 教授 岩佐明彦
- ・特定非営利活動法人まちづくり学校法人理事 長谷川美香
- ・新潟日報社 特任論説編集委員 鈴木聖二

【地域代表】

- ・新潟商工会議所 事業部長 井上達也
- ・新潟市中央区自治協議会

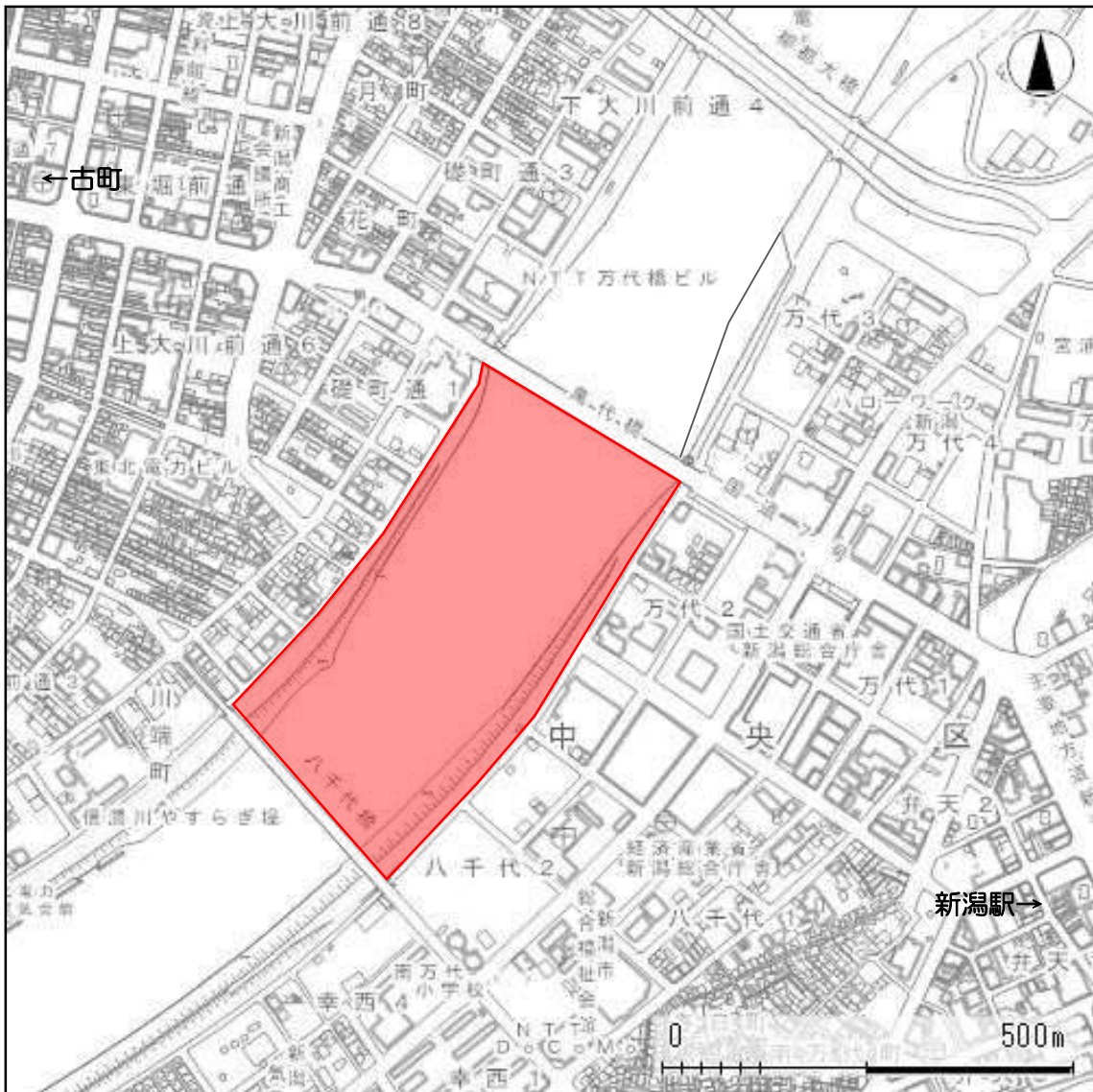
【行政関係】

- ・新潟市 技監 池田博俊
- ・新潟市 中央区長 石塚里栄子
- ・信濃川下流河川事務所長 井上清敬（河川管理者）

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会 開催スケジュール（案）

月	利用協議会	信濃川下流河川事務所	新潟市
4月			
5月			
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○協議会委員の選出及び調整 ○協議会要項及び都市・地域再生等利用区域の調整 ○利用及び管理運営に関するルールの検討 	
7月	<p>第1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市・地域再生等利用区域の審議 ○利用及び管理運営に関するルール等の評価・承認 	地域合意、評価・承認	
8月			要望書提出
9月		告示 ↓ 決定	
10月			包括占用申請 ○都市・地域再生等利用区域
11月			民間事業者団体の公募
12月	<p>第2回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者団体の評価・承認 	評価・承認	
1月			民間事業者との使用契約
2月			
3月			

都市・地域再生等利用区域（案）



○萬代橋サンセットカフェや信濃川感謝祭やすらぎ堤川まつりなど、これまでに活発な活用がなされている萬代橋～八千代橋の信濃川やすらぎ堤及び水面について区域指定を考
えている。

○利用区域については、新潟市で案を作成し、「やすらぎ堤利用調整協議会」に意見等を踏
まえ、国に要望書として提出する。